

面談の要旨に関するコメント対応

No.	コメント内容	対象施設	回答	備考
1	既許可から削除する設備・機器の解体撤去に関する説明が申請書に記載されておらず、削除する設備・機器に係る解体撤去の方法、汚染検査の方法、廃棄物の廃棄の方法等の安全対策の方針について確認できない。削除する設備・機器の解体撤去について、今後説明すること。	該当施設	解体撤去を行う設備だけでなく、申請書から削除する設備に関しても参考資料を作成する。補正申請で対応する。	
2	プルトニウム研究1棟について、維持管理する設備を解体撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための措置として、電源遮断、操作禁止表示等、具体的にどのような方法で維持管理するのか記載が確認できないため、今後説明すること。また、維持管理する設備とするフードについて、閉じ込め機能の維持に係る具体的な方法を整理して説明すること。	プルトニウム研究1棟	①グローブボックス 通常時は、常に排気系を運転し、グローブボックスの負圧が維持されることから、グローブボックス内の残留汚染が漏えいするおそれはない。 ②フード 基準規則におけるフードの機能要求を考慮し、風速の維持の機能削除を取りやめる。補正申請で対応する。	
3	バックエンド研究施設について、TRU 非破壊測定試験装置及び試験体内部測定試験装置で取り扱う核燃料物質として固体封入の濃縮ウランを追加しているが、この変更により、閉じ込め機能をどのように担保するのか、既許可との違いも含めて説明すること。	バックエンド研究施設	固体封入試料は、加工施設で製造した濃縮ウランペレットであり、ペレットにより閉じ込めの機能を確保している。当該ペレットはさらに金属容器に封入した状態で使用する。既許可の固体密封試料は溶接構造の金属容器に密封されており、金属容器により閉じ込めの機能を確保している。 固体封入の濃縮ウランと固体密封の濃縮ウランとの違いは、閉じ込めの機能を確保する部分である。固体封入の濃縮ウランは、閉じ込めの機能をペレットで確保しており、固体密封の濃縮ウランは閉じ込めの機能を溶接構造の金属容器で確保している。(固体密封の濃縮ウランには、ペレット以外の形状のものも含まれるため。)	
4	第4研究棟について、追加する分析装置の構造、用途等を図等により示すとともに、当該装置について閉じ込め機能及び火災等による損傷防止に係る設計について説明すること。	第4研究棟	追加する分析装置の主な材質について、補正申請により記載を追加する。	
5	JRR-3実験利用棟(第2棟)について、廃棄物容器に収納できない廃棄物に関する火災対策についての記載が確認できないため、今後説明を追加すること。	JRR-3実験利用棟(第2棟)	廃棄物容器に収納できない廃棄物に関する火災対策について、JRR-3実験利用棟(第2棟)における設備の撤去に関する参考資料にて明確にする。	
6	核燃料物質の使用の終了に伴う使用の目的及び方法の変更について今後説明すること。	プルトニウム研究1棟、再処理特別研究棟	施設の実情に合わせた、使用の目的及び方法に変更する。補正申請で対応する。	
7	第4研究棟に追加する液体シンチレーションカウンター、蛍光X線分析装置等の分析装置において、分析装置が持つ核燃料物質の閉じ込め機能について説明すること。	第4研究棟	追加する装置に関する説明資料に、装置の閉じ込め機能について記載する。	